

平成 27 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)  
代 表 者 名 社長兼最高経営責任者および暫定最高財務責任者  
ブライアン・オカラガン  
(コード番号：4589 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)  
日本事務所 ディレクター 須賀川 朋美  
(TEL：03-5789-5872 (代表))  
代 理 人 ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)  
弁護士 高橋 謙 (TEL：03-6271-9900)

**株主による臨時株主総会開催の要請／申立ておよび本件に対する対応、当社取締役会反対意見ならびに  
2015年定時株主総会基準日の決定のお知らせ**

シアトル市 (2015年3月4日 (米国西海岸標準時間)) - 世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業であるアキュセラ・インク (以下「当社」といいます。) は、当社の複数の株主の親会社であるSBIホールディングス株式会社 (以下「SBI社」と総称します。) より2015年1月28日 (米国西海岸標準時間) 付で受領した書面による臨時株主総会開催の要請および株主提案に対する対応ならびに当社取締役会反対意見を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。また、当社は、SBI社が窪田良氏と連名で、米国ワシントン州サーストン郡地方裁判所に対し、当社に臨時株主総会の開催等を命令するよう2015年3月2日付で申立てを行った旨を、2015年3月3日付のSBI社の適時開示で確認いたしました。当該申立ては、(1)2015年4月28日までに臨時株主総会を開催すること、および(2)当該期限までに臨時株主総会を開催するために必要な手続きを行うことを内容としております。なお、当社は2015年の定時株主総会を2015年6月8日午後1時 (米国西海岸標準時間) にシアトル市、ワシントン州の本社で開催することを決定いたしました。

記

**1. 臨時株主総会開催の要請および株主提案の内容**

2014年12月22日 (米国西海岸標準時間)、当社は、窪田良氏に代わってブライアン・オカラガン氏を最高経営責任者に任命し、窪田氏はファウンダー兼会長となっております。2015年1月28日 (米国西海岸標準時間) 付でSBI社より受領した書面 (以下「本書面」といいます。) には、窪田良氏を除く現在の当社取締役4名を解任し、後任として北尾吉孝氏、ロバート・タケウチ氏、三田二郎氏および中村栄作氏の4名を取締役に選任するための臨時株主総会を開催すること、またSBI社が自ら保有する株式に関し、窪田氏に対して取消不能の委任状を付与し、窪田氏を除く現在の当社取締役4名の解任と上記4名の新任取締役の選任を行うために窪田氏が株主総会において投票する旨合意したこと、ならびに本書面の日

付現在で、SBI社と窪田氏の保有株式の合計は発行済当社普通株式の50.28%に相当することが記載されております。

詳細につきましては当社の平成27年2月3日付プレスリリース「株主による臨時株主総会開催の要請に関するお知らせ」およびSBI社が2015年1月30日付で米国証券取引委員会に対し提出しているForm 13D/A（SECのウェブサイトにおいて開示）をご参照ください。

なお、本書面以外の書簡により、SBI社は株主提案が成立し取締役が入れ替わった際には、窪田氏を最高経営責任者に任命することが明確にされております。

## **2. 臨時株主総会開催の要請および株主提案ならびに臨時株主総会開催の申立てに対する対応**

当社取締役会は、当社附属定款およびワシントン州の会社法により、SBI社からの臨時株主総会の開催の要請および議案の提案は、合理的な法的根拠のもと無効であると判断いたしました。なお、上記判断は株主の権利を制限するものではないと考えています。同様に、SBI社が米国ワシントン州サーストン郡地方裁判所に対し、当社に臨時株主総会の開催等を命令するよう2015年3月2日付で行った申立てに関しても、当社は法的に無効と判断しております。

当社は、SBI社に対して上記判断に対する見解の説明を試みましたが、SBI社は当社が法的に無効と判断する臨時株主総会開催の要請に応じることを条件として、当社との面談を断り続けております。

## **3. 株主提案に対する当社取締役会の反対意見**

当社の社外取締役の中で代表的な位置づけにある、グレン・Y・サトウ氏は、下記のように述べています。「当社は、上場後にファウンダーである窪田氏が上場会社の最高経営責任者として役割を担うことが難しくなってきたことを受けて、窪田氏の全面的な支持の下、ブライアン氏を最高経営責任者に任命できたことを、喜ばしく思っておりました。ブライアン氏の指導により、従業員および事業プログラムは正しい軌道に乗り、前進していることは明白です。一方で、当社取締役会は、窪田氏の最高経営責任者任在時における指導力は乏しかったものと判断しました。また、オカラガン氏就任後、大塚製薬株式会社との関係が悪化したことを知るに至り、窪田氏が最高経営責任者から恒久的に退くことを含め、いかなるオペレーション上のポジションも就かせないことが適切であると判断しました。したがって当社取締役会は、窪田氏が最高経営責任者として再任されるべきではないと確信しております。当社取締役会は、善管注意義務を有しており、会社の長期的価値の最大化を図るために当社の株主に対して最大限尽くすべきであると考えています。」

当社取締役会および経営陣は、SBI社の提案が可決された場合、以下の理由により、当社従業員、SBI社を含む株主および当社が修復不可能に毀損されるものと考えます。

- 会社の発展：当社は、経営陣および大塚製薬に強く支持されている明確な経営戦略を有しており、SBI社の提案は、当社の経営を危険にさらす可能性があります。当社は、2015年および2016年における「エミクススタト塩酸塩」プログラムの活動計画に対して、引き続き大塚製薬より支持を受けています。当社は、当社の最高経営責任者の役職を窪田氏からオカラガン氏へ引き継ぐことについて最高経営責任者の異動の際に大塚製薬と協議しました。大塚製薬は、窪田氏の役職の変更に基づきエミクススタト塩酸塩契約を解除する権利を行使する意向がない旨を口頭で伝えており、現在両社でエミクススタト塩酸塩契約を修正する協議をしております。
- 指導力：窪田氏は会社創設時から実権を握っており、株価下落時においても最高経営責任者として留任していました。また、特に上場後は、窪田氏は会社を不在にすることが多く、社内においても指導力、戦略的方向性および事業の進捗に対してあまり貢献することがありませんでした。
- 人員：当社取締役会および経営陣は、SBI社の提案に対して強く反対すると共に、現時点では、社内で誰一人として窪田氏の経営に対する支持を表明している人はいません。従って、当社取締役会は、窪田氏が最高経営責任者に再任された場合、当社経営陣の定着が難しくなると信じています。
- 経営戦略およびパイプライン：SBI社の提案により、当社の経営戦略の推進、パイプライン拡充に向けた活動は、大きく弊害を受ける可能性があります。
- SBI社による戦略の提示の欠如：SBI社は当社に対して、現状の経営改革に対する改善すべき点を含めた戦略もしくは方向性を一切提示していません。

当社は、株主との関係を厳粛に受け留め、当社の長期的発展という共通の目標に向かって、SBI社との強固な関係を築くことを望んでいます。過去4週間に渡り、当社はSBI社に対して、当社の米国本社に数回に渡り招待し、当社の戦略および実態を把握してもらい、SBI社の懸念事項を話し合うよう依頼してきました。しかし、SBI社は、当社の招待および対話に全く応じず、また当社が法的に無効と判断する申立てを裁判所に提出しています。当社は、全ての受益者に対して最善な策を見出せるよう、SBI社に対して対話の機会を要請します。

当社は、経営陣入れ替えから始まり、重要な提携先である大塚製薬との関係の再構築、従業員に対する待遇を含め、全てのステークホルダーの利益を追求すべく、経営改革に邁進しています。SBI社からの株主提案は、この改革に弊害をもたらすものです。当社は引き続き眼疾患に焦点を置いたバイオテクノロジー企業として、患者の生活改善を目指し、全てのステークホルダーの利益が最大化され、持続可能な経営を目指すべく、定時株主総会において今後の経営戦略を公表する予定です。この定時株主総会において、SBI社が当社に対する株主提案を改め、会社の成長に向けて共に歩んでいくよう期待しています。

#### 4. 株主総会開催日の日程

定時株主総会の開催日：2015年6月8日午後1時（米国西海岸標準時間）

定時株主総会に係る基準日：2015年3月31日（日本時間）

基準日付の株主名簿および実質株主名簿に登録された株主をもって上記定時株主総会において議決権を行使すべき株主といたします。

以上

### アキュセラ・インク (Acucela Inc.) について

アキュセラ・インク（日本語サイト：[www.acucela.jp](http://www.acucela.jp)）は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業です。当社と大塚製薬株式会社は、現在、当社が独自に創製した視覚サイクルモジュレーションに基づく地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の治療薬「エミクススタト塩酸塩」および高眼圧症または開放隅角緑内障に対する治療薬「OPA-6566」の共同開発を行っています。

### 追加情報

本プレスリリースは、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する資料とみなされる可能性があります。当社は、SECおよび東京証券取引所に委任状勧誘書類を提出する予定です。投資家および株主の皆様は、重要な情報を含む委任状勧誘書類ならびに当社がSECおよび東京証券取引所に提出済のまたは提出予定のその他の関連書類を、入手可能になり次第ご確認くださいようお願いいたします。投資家および株主の皆様は、委任状勧誘書類およびその他の関連する書類を、SECのウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）適時開示情報閲覧サービス（[https://www.release.tdnet.info/inbs/I\\_main\\_00.html](https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html)）または98101ワシントン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200、アキュセラ・インクまたは当社ウェブサイトのインベスター・リレーションズに関するページ（<http://ir.acucela.com/>）（<http://ir.acucela.jp>）より無料で入手可能です。

### 委任状勧誘の参加者

当社ならびに当社取締役、執行役員、その他経営陣メンバーおよび従業員は、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する委任状勧誘の参加者であるとみなされる可能性があります。委任状闘争における当社取締役および執行役員の利益に関する情報は、当社の最終的な委任状勧誘書類に記載されません。